

質 疑 応 答 書

令和7年11月19日

アートチャイルドケア株式会社 様

旭川市病院事業管理者 石 井 良 直

次の業務に係る公募型プロポーザルについて質問があったので回答する。

業務名	市立旭川病院保育所業務	
質 疑 事 項	回 答 事 項	
【公募型プロポーザル実施要綱】 第2 業務概要 4. 予算概要等 ・業務委託料の積算にあたり、以下の実績を教えていただきたく存じます。 直近3年間の運営実績について ①延長保育の回数 ②延長保育を除く、通常保育時間（午前7時30分から午後6時30分）以外の受入れ実績 ③休日保育の開所日数 ④在籍児童及び一時保育登録児童数の推移（年齢毎） 【保育所業務委託仕様書】 3. 業務委託の概要 （2）保育の対象とする者 ・保育の対象児は健常児に限るということ でよろしいでしょうか。 要支援児についての預かり実績はございますでしょうか。もし実績としてある場合、加配職員の人件費は別途請求できますでしょうか。	直近3年間の実績についてお問合せいただきましたが、現契約以前の期間の実績を公募期間内に集計することが難しいため、現契約が始まった令和5年4月以降の実績について回答いたします。 ①令和5年4月から令和7年10月で385回です。 ②令和5年4月から令和7年10月で0回です。 ③令和5年4月から令和7年10月で233日です。 ④別紙のとおり	
	健常児に限ってはおりませんが、要支援児の預かり実績はありません。要支援児の預かりを希望される職員が出た場合は、預かり可能かどうか受託業者と協議の上判断する予定です。	

業務名	市立旭川病院保育所業務	
質 疑 事 項		回 答 事 項
(10) その他の基本的な条件 イ. 給食について ・給食費の保護者徴収は課税又は非課税のどちらの扱いとなっていますでしょうか。給食費の徴収については、認可外設置指導監督基準を満たしている旨の証明を取られている場合は保護者徴収について非課税とすることになっています。 この場合の再委託業者からの課税分について現事業者はどのような扱いとして徴収されていますでしょうか。 (11) 費用等の負担区分 ア. 保育所施設の電話料について、病院様負担と記載がありますが、弊社では児童の登降園管理や保護者様との連絡ツール、職員の勤怠管理等、インターネットを通じて管理しております。 そちらの回線については、病院様の電話回線とは別に回線を引くことは可能でしょうか。 【その他】 ・事前に保育所の現地見学は可能でしょうか。可能でしたら日程をご教示くださいますか。 ・現事業者の職員常勤数・非常勤数及びその職制（園長・保育士・栄養士等）の内訳をご教示いただきたく存じます。		給食費の保護者徴収は課税となっております。 このことについての現事業者からの回答は次のとおりです。 「当社は、委託先であるため、課税取引の認識で、保護者様から徴収を行って来ました。」 保育所でインターネット回線の利用を希望される場合は、別途工事により回線を開設することが可能です。その際の工事費用及びその後の通信費については受託事業者の負担となります。工事を行うに当たっては、配線等の施設管理上、当院の経営管理課管理係に相談・確認等をいただくこととなります。 事前の保育所の現地見学は、現受託業者職員立ち会いの下、保育業務に支障がない限り可能です。できる限り閉園後の見学に御協力くださいますようお願いいたします。 見学を御希望の場合、日程の調整は別途個別に対応させていただきます。 常勤職員 4 名 （園長 1 名、副園長 1 名、保育士 2 名） 非常勤職員 6 名 （保育士 6 名）
質問年月日		令和 7 年 11 月 17 日